

土木建築部各課（所）長 殿

技術・建設業課長 名  
（公 印 省 略）

営繕工事における週休 2 日の取組方針について（通知）

建設業の働き方改革を推進する観点から、「営繕工事における週休 2 日促進工事实施要領の改定について（通知）」（令和 7 年 6 月 10 日付け土技第 388 号）により、営繕工事において労務費等の補正等の試行を行う週休 2 日の取組を行う工事（週休 2 日促進工事）を実施してきたところであるが、これまでの取組状況等を踏まえ、令和 8 年 7 月 1 日以降に予算執行伺いを決裁する工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 対象工事等

沖縄県土木建築部が発注する営繕工事を対象とする。

2. 令和 8 年 7 月 1 日以降の週休 2 日の取組方針

他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休 2 日や交替制など、適切な方法により取り組むものとする。

なお、これまで実施してきた週休 2 日促進工事の取組は完了とし、今後は労務費等の補正等を実施しないものとする。

3. 多様な働き方の支援

多様な働き方を支援する観点から、発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

附 則

- 1 本通知は、令和8年7月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事に適用する。
- 2 以下の通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和8年6月30日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。
  - (1) 令和7年6月10日付け土技第388号  
「営繕工事における週休2日促進工事实施要領の改定について（通知）」
  - (2) 令和7年12月26日付け土技第390-2号  
「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用の改定について（通知）」